2　緊急対処保護措置等の実施

○　緊急対処保護措置については、はじめに及び第１章に定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針等並びに第２章に定める国民保護措置に準じて適宜行うものとする。

この場合において、国民保護法第45条第１項の規定により緊急対処事態対策本部長から警報の通知を受けたときは、緊急対処事態対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定地方行政機関の長及び関係指定公共機関その他の関係機関に通知するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

○　あわせて、テロリズムの防止の観点から、必要に応じて、以下の措置を実施するものとする。

①　洋上における警戒、監視体制の強化

○　水産庁は、海上保安庁からの情報を、全国の漁場無線局、沿海都道府県、関係団体に対し、ファクシミリ等により伝達するとともに、漁船の安否確認・動向把握、安全操業の注意喚起を要請するものとする。

○　水産庁は、漁業調整事務所等を通じ、所属する漁業取締船に対し、国旗、船名、過去の視認情報、操業許可確認等による不審船か否かの見極めの強化、海上保安庁等の関係機関への迅速な通報提供を周知徹底するものとする。

②　漁港及び海岸保全施設の警戒

○　農村振興局及び水産庁は、その所管に係る漁港及び海岸保全施設の管理者に対し、安全の確保に配慮した上で、市町村、都道府県警察、消防機関等の関係機関との連携の確保、点検及び監視活動の徹底等について、必要な要請を行うものとする。

○　また、緊急時の対応として、関係機関への緊急情報の連絡、関係機関との連携による不審物の処理、挙動不審者に関する迅速な通報等を要請するものとする。

③　検疫時における警戒

消費・安全局は、植物防疫所における植物防疫業務及び動物検疫所における動物検疫業務の実施時に不審な事例が見受けられた際には、出入国管理当局及び税関当局等関係機関に速やかに連絡するよう周知徹底するものとする。

④　農林水産業に利用する無人ヘリコプターの保管管理の強化

消費・安全局は、地方農政局、沖縄総合事務局、関係団体等を通じて、農業関係団体等に対し、農林水産業に利用する無人ヘリコプターの機体、散布装置等について、安全な倉庫等の場所に施錠保管するなど厳重な保管管理の徹底に努めるよう要請するものとする。

⑤　爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理の強化

○　消費・安全局は、肥料として一般に入手しやすく、かつ、爆弾の主要な原料となり得る硝酸アンモニウム及び尿素について、経済産業省と連携し、肥料の製造業者、販売業者等が、その販売・保管等に当たり、爆発物の原料として使用されることがないように十分留意するよう業界団体、都道府県等を通じて要請するものとする。

○　同時に、通常、取引のない者が大量に硝酸アンモニウム又は尿素を購入するなど、不審な点がある場合には、極力、氏名や用途の確認を行うとともに、必要に応じて最寄りの警察機関に通報するなどの対策を講ずるよう業界団体、都道府県等を通じて要請するものとする。

⑥　国営土地改良事業で造成されたダムの管理体制の強化

○　地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の土地改良施設管理担当部課（以下「施設管理担当部課」という。）は、ダム管理者（管理委託にあっては、管理受託者）に対して、関係機関との協議調整によって定められた役割分担に基づき、関係市町村とも情報交換を十分に行い、都道府県警察等からも迅速な情報収集を行えるよう、周知及び指導するものとする。

○　施設管理担当部課は、ダム管理者に対し、非かんがい期、夜間等の管理施設の施錠の強化・徹底、管理施設周辺における挙動不審者、不審物の発見及び通報等各ダムの特性に応じた点検並びに監視活動等に努めることを周知及び指導するものとする。

○　施設管理担当部課は、ダム管理者から管理施設周辺における挙動不審者、不審物の発見等に関する情報について連絡があった場合、直ちに農村振興局に連絡するものとする。

（別紙１）生物剤及び毒素のリスト

1　人に病原性を有する生物剤及び毒素

⑴　ウイルス

アルファウイルス属（チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス）、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ２Ｎ２、Ｈ５Ｎ１、Ｈ７Ｎ７若しくはＨ７Ｎ９であるもの（新型インフルエンザ等感染症※の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症※の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属（サル痘ウイルス、痘そうウイルス）、シンプレックスウイルス属Ｂウイルス、ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フラビウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス）、フレボウイルス属（ＳＦＴＳウイルス、リフトバレー熱ウイルス）、ベータコロナウイルス属（ＭＥＲＳコロナウイルス、ＳＡＲＳコロナウイルス）、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、Ａ型肝炎ウイルス、Ｅ型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス

※新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。

⑵　細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

腸管出血性大腸菌（血清型Ｏ26、Ｏ45、Ｏ103、Ｏ104、Ｏ111、Ｏ121、Ｏ145及びＯ157）、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィＡ）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がＯ１又はＯ139であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兎病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、レジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

⑶　真菌

コクシディオイデス属イミチス

⑷　原生動物（寄生虫を含む。）

クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が１型又は２型であるものに限る。）、多包条虫、単包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、四日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫

⑸　毒素

アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素（ベロ毒素）、ジアセトキシスシルペノール毒素、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン、ＨＴ－２トキシン、Ｔ－２トキシン

2　家畜に病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ馬疫ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、豚コレラウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス、低病原性鳥インフルエンザウイルス